

令和3年第10回農業委員会議事録

令和3年10月25日

下妻市農業委員会

令和3年第10回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和3年10月25日(月) 午後1時30分
2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室
3. 議 案
 - 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
 - 第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
 - 第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
 - 第6号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について
 - 第7号 農地の買受適格証明(3条)の交付決定について
 - 第8号 令和3年度 下妻農業振興地域整備計画の変更(総合見直し)に対する意見について
4. 報 告
 - 第1号 制限除外の農地の移動届出について
 - 第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	3番 白井 安男	4番 杉田 恒夫
5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之	7番 中島喜美夫
8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好	10番 齋藤 孝夫
11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美	13番 塚田 好克
14番 程塚 裕行	15番 野村 操	16番 稲川 広美
17番 木村 一巳	18番 森 楨雄	19番 中山 基

欠席委員次の通り

2番 柴崎 尚

出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 堤 大輔

(午後1時30分 開会)

議長(会長 中山基君)

ただいまから、令和3年第10回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18名であります。欠席の届出は、2番 柴崎尚君であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は 13 番 塚田好克君、14 番 程塚裕行君の両名を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

議案第 4 号、処理番号 2 号につきましては、申請人の都合により取り下げとなっております。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、7 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、柳原地内、田、1,625 m²、申請理由は、耕作地である申請地の譲り受けで、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号、申請地、山尻地内、2 筆、畑、合計 1,286 m²、申請理由は、相互交換で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 3 号、申請地、山尻地内、畑、1,058 m²、申請理由は、相互交換で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、山尻地内、田、4,650 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、樋橋地内、田、868 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 6 号及び 7 号につきましては、併せて権利取得をするための下限面積要件で関係がありますので、この件について先に説明いたします。農地法第 3 条第 2 項第 5 号において、権利取得後の面積が 50 アールに達しない場合は許可できないと規定されております。処理番号 6 号及び議案書 3 ページの処理番号 7 号において、合計 1,667 m²の所有権移転の申請がございました。譲受人の

耕作面積は、現在 3,827 m²であり、今回申請された案件がすべて許可されることを条件に、下限面積要件を満たすものでございます。以上で概略説明を終わりました。議案書 2 ページにお戻り願います。

処理番号 6 号、申請地、柳原地内、畑、487 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3 ページをご覧ください。

処理番号 7 号、申請地、柳原地内、畑、1,180 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号 1 号：飯岡委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。

申請地は、市営柳原球場から西へ約 150m にあり、水稻の作付けがされ収穫された後でした。10 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号：木村委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。

申請地は、山尻農村集落センターから北東へ約 500m にあり、麦の刈取り後で、きれいに管理されていました。10 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 3 号：木村委員

議案第 1 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、山尻農村集落センターから北へ約 250m にあり、きれいに管理されていました。10 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 4 号：木村委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。

申請地は、山尻農村集落センターから北東へ約 700m にあり、水稻の刈取り後で、きれいに管理されていました。10 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 5 号：飯岡委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。

申請地は、樋橋新田公民館から北西へ約 350m にあり、水稻の作付けがされ、収穫された後でした。10 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題はありませぬ。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 6 号：飯岡委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。

申請地は、市営柳原球場から南へ約 100m にあり、作付けはされておらず多少草が生えている状況でした。10 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて、譲渡人には自宅訪問にて、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 7 号：飯岡委員

議案第 1 号 処理番号 7 号について報告いたします。

申請地は、市営柳原球場から南へ約 150m にあり、雑草が繁茂していました。10 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

4 ページ並びに、参考資料の 1 ページをお開き願います。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、大木地内、登記、畑、現況、宅地、944 ㎡、申請理由は、平成 15 年 8 月より、倉庫を建築し無断転用しており、始末書添付の上、申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 4 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

処理番号 1 号：栗島委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。

申請地は、JA 常総ひかり下妻第一選果場から南東へ約 750m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。10 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農業用兼事業用倉庫へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

5ページ並びに、参考資料の3ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鬼怒地内、畑、572㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、申請地に車両置場を設けるものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、前河原地内、畑、3,917㎡、申請理由は、経営する会社の事業拡大に伴い、事業所に近い申請地に、倉庫を建築し、経営する会社へ賃貸するものでございます。

参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、半谷地内、3筆、登記、畑、現況、雑種地、合計243.47㎡、申請理由は、平成13年頃より譲渡人が敷地の一部をアスファルト舗装し、無断転用していた申請地を、既存駐車スペースが手狭であるため、始末書添付の上、譲受人が敷地拡張するものでございます

6ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、下妻地内、田、605㎡、申請理由は、自宅兼事業所の既存駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を設けるものでございます

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方

針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

続きまして、参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。また砂利道をアスファルト舗装へ布設替えするための道路工事施工承認を受けております。

続きまして、参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が 70m 未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は 6 ページ、参考資料は、9 ページ・10 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第 3 種農地と判断され、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号 1 号：中島委員（代理報告）

議案第 3 号 処理番号 1 号について代理報告いたします。

申請地は、鎌庭西公民館から北へ約 100m にあり、耕作されておらず雑草が繁茂していました。10 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号 2 号：齋藤委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。

申請地は、前河原中央公民館から南西へ約 450m にあり、そばが作付けされていました。10 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問し、現地立合とともに確認し、譲渡人には自宅訪問にて確認を行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、貸倉庫へ

転用することについて、問題ないと判断しました。また、もう一つありまして、周辺農地への影響はないのですが、実は調査した結果、そこの南西の圃場が、今回の転用をすると圃場へ入れなくなる土地がありまして、その圃場の方とその周りでそばを作っている方がいるので、その件につきましては事務局職員の計らいで解決しました。そのようなこともあるので、現地調査を大事に扱った方が良いかなと思います。

そのようなことで貸倉庫に転用することについては問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 3 号：栗島委員

議案第 3 号 処理番号 3 号について報告いたします。

申請地は、つくば下妻第二工業団地公園から北へ約 600m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。10 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅敷地拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 4 号：森委員

議案第 3 号 処理番号 4 号について報告いたします。

申請地は、下妻郵便局から南西へ約 50m にあり、耕作されておらず、膝丈ほどの雑草が繁茂していました。10 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 中山基君）

報告を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を

議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

7ページ並びに、参考資料の11ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、田下地内、畑、878㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

処理番号1号：小島委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。

申請地は、田下コミュニティーセンターから東へ約250mにあり、麦の刈取り後でした。10月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

8 ページ並びに、参考資料の 15 ページをお開き願います。

議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、長塚地内、登記、畑、現況、雑種地、264 m²、申請理由は、平成 24 年 3 月 16 日付けで貸人が住宅敷地の許可を受けたが計画が頓挫し、駐車場として無断転用していた申請地に借人が自己住宅を建築したく、始末書添付の上、申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 8 ページ、参考資料は、15 ページ・16 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が 70m 未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

処理番号 1 号：稲川委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。

申請地は、下妻市商工会から西へ約 600m にあり、舗装され駐車場として利用されておりました。10 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、同日自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題なしと判断しました。

ご審議よろしくようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。はい、塚田委員。

塚田委員

事務局にお伺いいたします。平成 24 年に自己住宅ということで申請してあり、今回も自己住宅ということになるわけですが、このような場合でも再度許可を取るといったことで間違いないか確認したいんですけれど、どうしてなのか。

議長（会長 中山基君）

はい、事務局お答え願います。

事務局（堤大輔君）

塚田委員のご質疑にお答えいたします。平成 24 年に今の貸人が自己住宅として転用許可を受けましたが、自己住宅として内容は同じですが、人に対しても審査の対象になってしまいますので、今回の借人の資金計画がきちんとしているかなど、そういったことも改めて審議する必要があるというところがございます。事業計画変更で事業者が変わるという内容で、再度許可が必要になるというところがございますので、よろしくお願いたします。

事務局長（小林正幸君）

はい、議長。

議長（会長 中山基君）

はい、局長。

事務局長（小林正幸君）

今、堤主事が言った通りですが、前回はお父さんで許可になっています。今回は、息子さんが家を建てる申請なので、建てる人が違うのもう一回申請という形になっております。よろしくお願いたします。

議長（会長 中山基君）

他に発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

9ページ並びに、参考資料の17ページをお開き願います。

議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、小野子町地内、畑、393㎡、申請理由は、自己住宅を建築したく、令和3年5月25日付けで許可を受けたが、計画を変更し、家財保管用の倉庫を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は9ページ、参考資料は、17ページ・18ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

処理番号1号：森委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。

申請地は、下妻駅から東へ約100mにあり、耕作はされておらず、多少の雑草が繁茂しているものの、適切に管理されておりました。10月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、倉庫へ事業計画を変更することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、農地の買受適格証明（3条）の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

10ページをお開き願います。

議案第7号、農地の買受適格証明（3条）の交付決定について、ご説明を申し上げます。買受適格証明につきましては、農地の競売に参加するとき、または農地の公売に参加するときなどに必要なものであります。今回、2件の願出があり、下妻市役所収納課の公売物件であります。

処理番号1号、加養地内、畑、1,100㎡、願出理由は、農業経営規模拡大のため、公売に参加したく願出されたものであり、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない内容であると考えられます。

処理番号2号、加養地内、畑、1,100㎡、願出理由は、農業経営規模拡大のため、公売に参加したく願出されたものであり、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号1号：木村委員

議案第7号 処理番号1号について報告いたします。

願出地は、加養第4常会公民館から南へ約650mにあり、麦の刈取り後できれいに管理されてきました。10月16日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：木村委員

議案第7号 処理番号2号について報告いたします。

願出地は、同じ場所なのですが、加養第4常会公民館から南へ約650mにあり、麦刈り後できれいに管理されてきました。10月16日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

ここで、議案第8号について農政課職員入室のため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

（農政課職員：増田係長・酒寄主事 着席）

議長（会長 中山基君）

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

議案第8号、令和3年度 下妻農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第8号の別紙をご覧ください。

議案第8号、令和3年度 下妻農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）に対する意見について、でございますが、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法で定められた農業振興地域整備計画につきまして、農振法第12条の2第1項及び第13条第1項において、おおむね5年ごとに見直しのため基礎調査を行い、その調査結果を基に整備計画を変更することとされております。また、農振法施行規則第3条の2において農業振興地域整備計画を策定または変更しようとする際においては、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとして規定されており、下妻市長から意見聴取依頼がありましたので、本日ご審議をいただくものでございます。

内容につきましては、農業振興地域整備計画を担当している農政課職員から説明いたさせます。

農政課（酒寄淳平君）

農政課の酒寄と申します。私の方からご説明をいたします。

下妻農業振興地域整備計画の総合見直しにつきまして農振法により、市町村はおおむね5年ごとに計画の見直しを行うものとされています。当市におきましては、前回平成27年度・28年度の2

ヶ年で計画を作成しましたので、今回は令和 2 年度・3 年度で計画を作成しているところであり、今回農振農用地の除外・編入を行うものでございます。

資料を 1 枚、めくっていただいて「1. 総合見直しによる農用地区域からの変更予定内訳」をご覧ください。

今回、見直しで農振農用地から除外を行うものにつきましては、農業上の利用確保が困難な土地である、という理由からの除外となります。内訳としては 4 つに分かれまして、①農業委員会において「非農地」決定された土地、こちらにつきましては、農業委員会において農地として利用される見込みがないとされた土地であり、農振農用地としても適さないことから除外するものとなります。筆数が 170 筆、除外面積が 12ha となります。②山林原野化している農地のうち農業上の利用確保が困難な土地、こちらにつきましては、市内各所に「山林原野」で農用地区域に指定されている箇所が複数ございます。県からの指導により、航空写真上で「山林原野」と判断された箇所については農地として利用される見込みがない、と判断されるため、今回除外するものとなります。筆数が 162 筆、除外面積が 16ha となります。③河川や道路の拡幅などによる買収や寄付が行われた土地、こちらにつきましては、市道のほか、国道・県道・河川も含まれます。市の建設課のほかに常総工事事務所、下館河川事務所から過去 5 年間の取得した土地の情報をいただいたものとなります。筆数が 391 筆、除外面積が 5.9ha となります。④新規工業団地造成事業によるもの、こちらにつきましては、市開発公社で進めている古沢地区の新規工業団地造成事業により、除外するものとなります。筆数が 247 筆、除外面積が 34.6ha となります。除外につきましては、合計すると、筆数が 970 筆、面積は 68.5ha となります。

続きまして、編入を予定している箇所の説明をいたします。

編入につきましては土地改良事業の計画変更によるもの、がございます。こちらにつきましては、総上・豊加美地区の圃場整備事業で、平成 30 年度に一度編入を行いましたが、今回、計画の一部変更がありましたので新たに編入するものとなります。筆数が 45 筆、編入面積が 2.8ha となります。

続きまして、その下、「2. 農用地区域面積の変動について」をご覧ください。

現在、市内全体の農振農用地の面積は 3,463.8ha あり、今回の総合見直しによる除外が 68.5ha、編入が 2.8ha となり、見直し後の農振農用地面積は 3398.1ha となる見込みです。

資料を 1 枚めくっていただきまして、こちらの 1 ページから 18 ページまでが除外、19 ページが編入箇所の地番の一覧になっております。

続きまして、資料の最後の 20 ページの A3 の図面をご覧ください。こちらは今回、除外・編入する土地の市内の全体図となっております。図面の黄色い部分が現在の農用地区域となります。また、赤い部分が今回除外する箇所、緑の部分が編入する箇所となっております。

以上で概要説明を終わります。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

ご意見がないようなので、お諮りいたします。

本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、令和3年度 下妻農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

ここで、農政課職員退出のため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

（農政課職員：退出）

議長（会長 中山基君）

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

11ページをご覧ください。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出については、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、鬼怒地内、畑、350㎡、届出理由は、側溝改修工事に伴い、作業ヤードとして一時転用したく下妻市より届出されたものであります。去る、9月15日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

12ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の移動届出について、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、小島地内、4筆、田畑、合計3,231㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る10月11日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号 2 号、届出地、江地内、2 筆、畑、合計 1,218 m²で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る 10 月 11 日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

続いて、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(小林正幸君)

13 ページをご覧願います。

報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、13 ページから 15 ページまで 13 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。皆さんから何かございましたらご発言願います。

(発言なし)

議長（会長 中山基君）

以上を持ちまして、令和 3 年第 10 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

(午後 2 時 3 0 分閉会)

議 長

署名委員

署名委員
